

件名	愛媛県職員退職手当条例の一部を改正する条例										
主管課	人事課職員厚生室										
根拠法令等	雇用保険法等の一部を改正する法律（平成22年法律第15号） 国家公務員退職手当法（昭和28年法律第182号）										
<p>【改正の概要】</p> <p>雇用保険法等の一部を改正する法律により、国家公務員退職手当法が一部改正され、短期雇用の者が特例一時金の支給対象から除外されたこと等に伴い、失業者の退職手当に係る規定を国に準じて改正。</p> <p>1 特例一時金の支給対象者</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>区分</th> <th>改正後</th> <th>改正前</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>季節的に雇用される者</td> <td>○ ただし、次の場合は除く。 ・ 4箇月以内の雇用 ・ 1週間20～30時間労働者</td> <td>○</td> </tr> <tr> <td>短期の雇用に就くことを常態とする者</td> <td>×</td> <td>○</td> </tr> </tbody> </table> <p>2 引用する雇用保険法の条項改正</p> <p>条例第10条第10項、第11項及び第13項中、「第56条の2」を「第56条の3」に改正。</p>			区分	改正後	改正前	季節的に雇用される者	○ ただし、次の場合は除く。 ・ 4箇月以内の雇用 ・ 1週間20～30時間労働者	○	短期の雇用に就くことを常態とする者	×	○
区分	改正後	改正前									
季節的に雇用される者	○ ただし、次の場合は除く。 ・ 4箇月以内の雇用 ・ 1週間20～30時間労働者	○									
短期の雇用に就くことを常態とする者	×	○									
施行日	公布日										
<p>【その他参考事項】</p> <p>○失業者の退職手当</p> <p>職員が退職した場合において、退職時に支給された退職手当の額が雇用保険法の失業等給付相当額に満たず、かつ、退職後一定の期間失業しているときに、当該失業者に支給する当該差額分の退職手当のこと。</p>											